

子育て世帯生活支援特別給付金について

1 目的

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国の緊急支援策を活用し、低所得の子育て世帯に対する生活支援特別給付金を支給する。

2 対象世帯

(1) 低所得のひとり親世帯（児童扶養手当受給世帯等）

ア 児童扶養手当の支給を受けている世帯

＜支給対象世帯 約 19,000 世帯 支給対象児童数 約 28,000 人＞

イ 公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない世帯

＜支給対象世帯 約 540 世帯 支給対象児童数 約 770 人＞

ウ 児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている世帯

＜支給対象世帯 約 2,300 世帯 支給対象児童数 約 3,500 人＞

（基準日以降にひとり親になった世帯を含む）

(2) (1) 以外の低所得の子育て世帯（住民税非課税世帯）

＜支給対象世帯 約 11,000 世帯 支給対象児童数 約 18,500 人＞

3 支給額及び予算額

(1) 支給額

児童1人当たり5万円

(2) 予算額

2,623,000千円